

別表 3

ながはまの里 運営懇談会細則

1・目的

入居契約書第 8 条及び管理規程第 10 条に基づき、ホームの健全な運営と入居者が快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について、意見を交換する場として「ながはまの里運営懇談会」（以下、「運営懇談会」という。）を設置する。

2・運営懇談会の構成

- (1) 運営懇談会はホームを代表する職員及び入居者（全員または代表者）により構成される。
- (2) 必要に応じて、事業者を代表する理事長はホーム全体に関する事項について説明する。

3・運営懇談会の開催

- (1) 運営懇談会は、原則として定期開催とする。ただし、定期開催以外にホームと入居者、双方が必要と認めた場合は臨時に運営懇談会を開催する。
- (2) 運営懇談会の進行は、ホーム側にておこなう。

4・議題

- (1) 入居者の意向確認
- (2) 各種諸問題に関する提議と解決策
- (3) 管理規定、細則等の諸規則の改定
- (4) 食費、その他のサービス費用及び使用料の改定
- (5) その他、必要と認められる事項

5・通知方法等

- (1) 運営懇談会の開催通知は、館内掲示等によりおこなう。
- (2) 開催通知には、開催日、場所、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

6・議事録の作成と情報開示

- (1) 運営懇談会の議事録を開催のつど作成し、ホーム内で閲覧できるよう掲示等を行う。
- (2) 議事録は 5 年間保存する。